

再意見書

平成13年6月22日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0003

とうきょうとみなとくにしんばし ちょうめ ばんち ごう
東京都港区西新橋1丁目4番地10号

しゃだんほうじん きょうかい
社団法人 テレコムサービス協会

メールアドレス telesa@mx.mesh.ne.jp

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年5月18日付け情審通第104号で公告された接続約款案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

1、光信号端末回線伝送機能及び光信号中継伝送機能の(ダークファイバ)接続料について

(再意見)

- ①先の意見書においても述べたとおり、光信号端末回線伝送機能(加入者系ダークファイバ)の接続料算定については、7年間の需要予測に基づく、「将来原価方式(あるいは長期増分費用方式)」を導入し、光信号中継伝送機能(中継系ダークファイバファイバ)については、単年度実績に基づく、「実績原価方式(あるいは実際費用方式)」のまま総コストの見直しで、接続料引き下げを実施しています。

しかしながら、FTTHサービスを、電気代やガス代などと同レベルを目指し、一般家庭が通信料金として支払える水準まで引き下げのため、さまざまな工夫を凝らし市場を先導してきた第二種電気通信事業者などの新興事業者にとって、サービス提供コストの中で大きなウェイトを占めつつも手付かず状態のままにあるのが中継網のコストであります。

ここで、中継網コスト低減に大きな効果があると見込まれるのが、中継系ダークファイバの利用であり、事業者としてその利用に大いに期待するものであります。

今回変更案では、単年度実績による引下げが実現していることから、端末回線と同様に将来の需要を織り込んだる算定を行い、より一層の中継系ダークファイバの接続料引下げに努めるべきものと考えます。

- ②こうした算定方法の見直しによる接続料の引下げの効果は大きく、一般家庭など最終ユーザーに対するFTTHサービス普及のカギとなる利用可能な料金水準でのサービス提供が可能となるだけでなく、新規参入や事業者間の競争促進による市場活性化、あるいは今後の広帯域インターネット関連ビジネスの普及・拡大に大いに貢献することが期待できます。

ユーザーへの提供コストの大半を占めるダークファイバの利用に関し、より一層の接続料引き下げを切望いたします。

- ③また、ダークファイバの利用に関連して、従来、NTT殿が推進する光化計画では、名目上「饋線点までを光化しておけば、要望に応じて2週間以内に光ファイバを家庭に引き込める」としてきたが、現在のところ、煩雑な手続きや工事体制の不備から開通まで実際には1～3ヶ月以上も要しているなど普及の障害となっている事例も散見されます。

「e-Japan重点計画」で国家をあげて広帯域インターネットの普及を推進しようとする中で、こうした実情の改善を図ることは急務であるので、以前、DSLサービスにおいて競合事業者が被った不利益などが再びダークファイバ又はFTTHサービスの利用において生じることのないよう公正な提供の確保にかかる措置をあらためて切望いたします。

2、ルーティング伝送機能(地域IP網)の接続料について

(再意見)

地域IP網のバックボーン・アクセスの開放は、事業基盤が地域に限られている地域ISPにとって、スループット向上、低廉な料金での地域バックボーン構築などサービス提供の多様化のカギを握る重要な要素であります。

バックボーン(ルーティング伝送機能)への接続料は、従来の専用線と異なり、距離に関係なくポート単位で設定されているなど利便性の高いものとなっているが、接続料の設定において、ADSLサービスに用いられるATMインタフェース(24Mbps)とFTTH(光)サービスに用いられるLANインタフェース(100Mbps)とでは、利用帯域の狭いATMインタフェースの接続料が極めて高額であるなど、現在提供されている最終ユーザーへの提供価格の価格差を反映された接続料設定とはなっていないものと考えます。

このような接続料設定は、たとえ意図せずともADSLサービスの普及を阻害する要因ともなるので、例えば、フレッツシリーズで最終ユーザーに提供している加入者系の料金格差や利用帯域に応じて接続料に格差を設定するなど、早急にADSL用バックボーンの接続料の引き下げを実施していただくことを切望いたします。

以上